

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	○ 三重県立高等学校授業料等徴収規則の一部を改正する規則 ……………	教育財務課	1頁
	○ 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則 ……………	高校教育課	2頁
お知らせ	○ 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例 ……………	教育財務課	2頁

規 則

三重県立高等学校授業料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月二十四日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県教育委員会規則第九号

三重県立高等学校授業料等徴収規則の一部を改正する規則

三重県立高等学校授業料等徴収規則（昭和四十年三重県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 条例第八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、 条例第八条第三項第一号に規定するもののほか、教育長が行う授業料に対する支援を受ける者の授業料は、条例第八条第一項及び第二項の規定により当該授業料を納付すべき日の属する会計年度における三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号）第十一条第一項の規定による出納閉鎖期日までに納付するものとする。</p> <p>4 条例第八条第五項の規定による猶予ができる場合及び期間は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第一項に規定する就学支援金に関する事務を処理する場合 就学支援金に関する事務を処理するために必要な期間</p> <p>二 その他教育長が行う授業料に対する支援に関する事務を処理する場合 当該支援に関する事務を処理するために必要な期間</p> <p>5 校長は、条例第八条第五項の規定による猶予をしたときは、当該猶予をする前の納付期限までに、その旨を猶予の対象となる者に通知しなければならない。</p>	<p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p>

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月二十四日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県教育委員会規則第十号

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

三重県立高等学校通学区域に関する規則（昭和二十三年三重県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第二条関係） 三重県公立高等学校通学区域					別表（第二条関係） 三重県公立高等学校通学区域				
番号	学区	地域	高等学校	特例	番号	学区	地域	高等学校	特例
三	南部	(略)	(略) 三重県立南伊勢高等学 校	(略)	三	南部	(略)	(略) 三重県立南伊勢高等学 校 <u>三重県立南伊勢高等学 校度会分校</u>	(略)
			(略)					(略)	

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

お 知 ら せ

令和8年3月23日付け三重県公報号外に、下記のとおり条例が掲載されました。

詳細は令和8年3月23日付け三重県公報号外にてご確認ください。

「三重県立高等学校条例の一部を改正する条例」